

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年4月12日（水） 午後1時28分～午後3時38分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川 各委員
- 4 欠席委員 大島委員
- 5 説明者 渡邊都市建設部長、松井都市計画課長、関上下水道経営課長、山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、地野観光交流課長
- 6 事務局 原事務局長、倉澤主査
- 7 議 事 (1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(2) 都市建設部各課の意見交換
(3) 経済部各課の所管・調査事項報告
(4) 経済部各課の意見交換
(5) 今後の日程について
(6) その他

8 会議の概要

※開会前に、事務局退任者・新任者挨拶あり。

(1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 はじめに、都市建設部であるが、所管事項の報告に入る前に、4月1日付け人事異動により部長の異動があった。また、所管事項報告のない、転入された課長にもお越しいただいているので、順次自己紹介をお願いしたいと思う。まず、渡邊都市建設部長から願います。

(渡邊都市建設部長及び小林建築住宅課長自己紹介)

○委員長 それでは、所管事項報告のない建築住宅課長においては、退出を願います。

(建築住宅課長退室)

○委員長 それでは、次第(1)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、都市計画課の所管に係る事項について、報告願う。松井都市計画課長。

○都市計画課長 4月1日の人事異動により都市計画課長を拝命した松井である。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

それでは、都市計画課から調査事項について報告する。

まず、栄町の大型店舗新規出店工事に係る開発行為への対応についてであるが、開発事業の名称は、(仮称)沼田ショッピングモール開発工事で、位置は栄町、一部坊新田町地内である。事業主は、株式会社フレッセイ、代表取締役植木威行である。令和4年4月7日、沼田市地域開発事業指導要綱に基づく計画協議書の提出があり、同日これを受理した。

事前協議に対し、沼田市地域開発対策委員会を书面協議により実施し、内容確認、助言・指導等を行った上で9月8日に事前協議が終了し、着工に関する届出が10月17日に

提出されている。

お配りした資料3ページ土地利用計画図を御覧いただきたい。概要としては、開発区域、約2万9,000平方メートルに店舗7棟、内訳は、事業者であるフレッシュほか、物販店舗が4棟、飲食店舗が2棟、駐車場については、1万6,200平方メートル、普通車409台分を設置する計画となっている。なお、建物配置については変更の可能性があるとのことである。

現在は、土工事や擁壁、防火水槽等を施工していると認識しているが、完了時には沼田市地域開発事業指導要綱に基づく立ち入り調査を実施する。

なお、本開発工事は、都市計画法第29条に基づく開発許可の対象事業であるので、開発行為の設計、施工に関連し発生する諸課題については、群馬県の指導を受けるものと理解している。

以上が、調査事項の1に対する説明となる。

次に、3・3・1環状線と県道との交差点付近の取付状況についてであるが、添付の図面で説明する。4ページの資料を御覧いただきたい。

3・3・1環状線と県道沼田大間々線は、それぞれの道路の真ん中で高さを合わせるよう設計している。環状線の交差点部は、道路幅員が25メートルあるので、道路端部において相当の高低差、段差が生じることとなる。特に県道東側の住宅地は、現状でも一段高い位置にあるので、それぞれの宅地の出入りのために、環状線の外側に副道と呼ぶ取付道路を設置する必要がある。現状の宅地への出入りの機能を補償することは当然として、現在、その取付方法について詳細設計作業をしているところである。おおむね図面の形状での整備を予定しているが、現在の認可区間の終点部分で現道の高さで環状線の計画の高さが合ってくるので、そこから側道に入り、現状の地盤に合わせて環状線に沿う形で取付道路を設ける計画である。

副道の考え方については、地元説明会を2回ほど開催しているが、個別の用地交渉については、詳細設計が済んだ後に具体的な説明に入る予定であるので、本日の説明は、計画案ということで御理解をお願いする。

議員各位においては、周辺の地権者ともお話する機会が多々あろうかと思うが、設計については現在、様々な検討を続けているという段階であることを御理解いただければ幸いに存ずる。以上が、調査事項2に対する説明となる。

次に、三峰林道盛土箇所の開発のその後の状況についてであるが、現在の状況としては、環境課が所管する沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例、いわゆる土砂条例による申請手続が3月までにおおむね完了し、現在は、都市計画課において地域開発事業指導要綱による助言等を行いながら、事業者からの正式な事前協議書の提出を待っているという状況である。これまでも環境課、農林課、建設課と都市計画課で打合せをしながら対応してきたが、事前協議書の受付後は、事業者と文書による助言、指導等を行い、それに対し事業者からの文書による回答を求める形になる。なお、環境課が所管する土砂条例による許可については、地域開発事業指導要綱による事前協議が整った後に、発出すると聞いている。

都市計画課からの説明は以上となる。よろしく願います。

○委員長 説明が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。

まず、栄町の大型店舗新規出店工事に係る開発行為への対応について。井之川委員。
○井之川委員 今回の開発は、沼田市の商業などにおける一大変革になると感じている。また、中心市街地土地区画整理事業にも大きな影響が出るのではないかと感じているので、何点かお伺いをしたいと思う。

今説明があった地域開発事業指導要綱の関係であるが、着工の届出、昨年10月17日であるか、行われたということでもかなり工事が進んでいるという感じがするが、この中で、地元の説明会というところで、第3条の2であるが、関係地域の住民に対し説明会を開催し、あらかじめ関係地域の住民及び権利者の同意を得なければならないとあるが、これはいつ行われたのかお伺いをしたいと思う。また、内容的にはどんなものであったのか、分かれば教えていただきたい。

それから、第4条の3の関係で、計画協議書がもちろん出ているわけなのであるが、先ほど説明のあった、図面も用意していただいたが、この物販とか飲食棟であるか、3の2というような説明があったが、フレッセイは書いてあるから、そういう食品スーパーというのが分かるが、他の店舗の名前が分かれば教えていただきたい。

それから、地域開発対策委員会というのを職員でつくって、行われたと思うが、どんな意見が出たのか教えていただければありがたいと思う。

それから、文化財の保護というのが第13条にあるが、ここが2万9,000平方メートルということで広いわけなのであるが、文化財の関係はどのように調査等が行われたのか、それも教えていただければありがたいと思う。以上である。

○都市計画課長 まず1つ目の、工事が進んでおり説明会がいつ開催されたかについてであるが、地元説明会については、令和4年6月1日、令和4年7月20日、2回開催されている。1回目の6月1日の説明会については出席者が49名、2回目の説明会については出席者が17名。その他中心市街地活性化の会の役員会で、街なか対策室から本町通りの方々には報告を差し上げている。その他、今後の話になるかと思うが、大規模小売店舗立地法に基づく説明会を4月14日、テラス沼田において実施する予定という話を聞いている。

2つ目の、フレッセイのほか、店舗名については、現在、出店の交渉中ということで、フレッセイ以外の店舗名はこちらには連絡が来ていない状況である。

3つ目の地域開発委員会ではどんな意見があったかというところであるが、関係する各課に都市計画課から照会して、全てではないが、例えば建築住宅課から道路の形状・幅員の説明をしてくださいとか、あと環境課から、法令を遵守してくださいとか、あとは建設課から雨水浸透柵の設置についての協議とか、あと教育委員会からは、通学路に当たるのでそこを配慮願いたい等の意見があった。

4つ目の文化財の関係であるが、文化財については、文化財保護課と事前協議をしているところであるが、平成30年に試掘を文化財保護課でしたところ、重要文化財遺構は確認できなかった。本計画に関しては、現場でそのようなものが発見された場合は、速やかに文化財保護課の指示により、協議をお願いするという状況である。以上である。

○井之川委員 流れがおおむね分かった。2度目の質疑になるが、本町通りの方々にも説明していただいたということであるが、この辺の中心市街地、商店をやってる方が多いが、その辺からはどんな意見が出ていたか。もし、出ていたとするならば教えてもらえればあ

りがたい。

それから、先ほど委員会の、それぞれ意見を聞いたということなのであるが、これは事業者に伝わっていて、対応がきちんとされるというようなことでよろしいか、確認をさせていただきたいと思う。

それから、沼田市の都市計画マスタープランとの関係で、伺いたいですが、ここは都市計画区内の住宅市街地と規定されていて、マスタープランでは4つ、第二種低層住居、第一種中高層住居、第二種中高層住居、第一種中高層住居、ということがよく書いてあるわけなのであるが、この建設をする土地は、このうちの住宅市街地には変わりはないと思うが、この4つの種類のうちのどの地域になるのかということも教えてもらいたいと思う。それで沼田市の都市計画マスタープランでは、ここの地域は黄色に塗られており、無秩序な開発を抑制し良好な住宅地を形成する地域、と沼田市は規定しているわけなのであるが、そういう観点でいうと住宅でなくなって、開発が行われるわけであるが、かなりの店舗であるから、自動車等も、買い物客等も、車で相当出入りが激しくなると考えられるが、この沼田市の都市計画マスタープランの良好な住宅地を形成する地域ということに対しては、都市計画課ではどんな対応していくのかお伺いしたいと思う。

○都市計画課長 まず1点目の、本町通りの方々からどんな意見があったかというところであるが、やはりフレッセイ以外の店舗はどのようなものが建つのかという意見があった。確かに商店街にとっては、このような大型ショッピングモールは脅威かなと思うので、その辺はうまく共存できるような形がとればいいのかと思っている。

2つ目の各課の意見対応についてであるが、各課の意見を事業者に提示をして、それに対する回答をいただいている。全てこちらの意見に対して対処します、という回答をいただいで、開発の同意という形をとっている。

あと3つ目の都市計画マスタープランの中で住宅市街地の用途地域となっているということであるが、都市計画の用途地域については、このような形で用途が進んだらいいという、あくまで誘導するための地域の指定である。それで今回のエリアについては、第一種住居地域及び準工業地域のエリアである。このエリアについて、建築不可の建物が決まっているわけであるが、このような商業施設については、特に建ててはいけないという規制はないエリアとなっているので、今回のような形で開発の許可を出した次第である。以上である。

○井之川委員 最後に何点かまたお伺いする。本町通りの皆さんは、フレッセイ以外の店舗がやはり心配だと思う。現在進んでいる上之町、中町の区画整理では、カタヤマさんはおもちゃ屋さんであったであろうか。それからやまださんは本屋さんであった。その辺はやはり競合するようなところが出てくれば大変な脅威になるわけなので、中心市街地の区画整理事業で商業の通りを再生していくという1つの目標に対してはかなり大きな脅威になるのではないかと思うが、先ほど共存できればというお話があったが、同じような業種であれば共存はちょっと厳しいのではないかと思うが、その辺は同じ都市計画課の中で開発を許可して、本町通りも今、区画整理事業をやっているというところで、両方進めなくてはならないという立場だと思うが、その辺の開発はもうこれでできてしまうという感じなのであるが、区画整理はこれからまだまだ進めなければならないし、商売をやっている方々は、店舗を再建するかどうかということもかなり影響を受けるのではないかと思

うが、その辺を都市計画課としてはやはりいろいろ相談に乗っていく必要があると思うが、その辺のお考えをもう一度お聞かせ願えれば思う。

それから、第一種住居地域と準工業地域で、そういう開発をしてはいけないということになってはいないということなのであるが、そういう良好な住居地域ということで、今回の開発の周辺部を見ると、上原町の環状線のときの補償で、こういう良好な住宅地域に引っ越してきた人も家を建てているわけなのであるが、そういう期待していたところが目の前、こういう商業施設になって、静かな環境で沼田市に斡旋してもらってせっかく引っ越してきたところが、こういう地域になるわけなのである。やはりそういう周辺の住宅地域で坊新田町の下から栄町にかけては、非常に閑静な住宅街という感じが今までであったわけであるが、そういうところが住民に対しては、一定のやはり市としては、相談等があったらいろいろ考えていく必要があるのではないかと思う。そういうことで開発できるということは仕方ないと思うが、今までの市の方針で進んできた中で、坊新田町などに住居を構えた人たちにとっては、ちょっと意外な出来事が起きたなというふうに思っているので、ぜひその点も考慮していただくことが必要ではないかと思うが、最後にその点についてお伺いをしたいと思う。

○都市計画課長 1点目の本町通りの商店街にとって脅威であるということで、これからの新規出店にいろいろ影響があるのではないかということであるが、確かに区画整理の後、どういうふうに利活用していくかというのは今後も大きな検討課題の1つと考えている。内部の産業振興課であったり、商工会議所等とも相談しながら、その辺、不足業種というか、そういうものの誘致等であったり、そういうものを地元の関係者と協議を進めていければと考える。

2つ目の、住居地域であるが騒音等の関係が心配ではないかということなのであるが、開発協議の中においても、公害防止対策ということで、そういう項目があり、騒音振動に対して法令を遵守し、ということで、開発者からも十分配慮しますという回答をいただいているので、関係者からそういう話があったら、話をお繋ぎして改善する方向に持っていければと考える。以上である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、3・3・1環状線と県道との交差点付近の取付状況について。中村委員。

○中村委員 前にも現地で説明を受けたかと思うが、地元説明会を2回行っているということであったが、その中の説明会で出た主な意見はどのようなものがあったのか、確認させていただきたいと思う。

それから、また再度確認であるが、取付道路の供用開始の計画と、全体路線の計画等について概要をお聞きしたいと思う。

○都市計画課長 住民説明会の意見というところであるが、全体計画の話と副道の計画をさせていただいたが、副道の計画を話したのは今回が初めてであったかと思う。それでどういうふうになるのだという意見が多かったかと思う。

2つ目の取付けの計画についてであるが、ここについては大間々線の計画が、現道の大間々線よりも下がる計画になる。この大間々線の地中に埋設物、電線とN T Tの線等があり、まずはそれをその計画高に合わせてやり直す必要がある。大間々線の高さが決まって

こないところの取付工事ができないという状況になるので、その終了後、取付けのほうの工事に入る。全体の計画については、この栄町工区は令和6年度が認可期間となっているが、令和6年度ではおそらく終わらないことが考えられるので、適正な延伸期間を定めて、なるべく早期に開通できるように計画を進めてまいりたいと考えている。以上である。

○中村委員 この電線とNTTの線が埋設と、これの計画のめどが立たないと大間々線の高さが確定しないと。この辺の内容を地元住民に説明はされているのかどうか確認させていただきたいと思う。というのは、地元住民もしかり、ここ大間々線を通る市民も、あそこまで来ていてなんで供用開始にならないの、というのが大方の考えになると思う。どうしてならないのかというのが、大分疑問視されてくるので、その辺の電線やNTTの線により大間々線の高さが確定しない。そのために取付けができないというような周知を、今後どのように行っていくのか、合わせて確認させていただきたいと思う。

あともう1点、課長から令和6年度が認可期間であると。今のところ令和6年度の認可期間には到底間に合わない、今後延伸を検討していくのだという中で、その延伸というのを今の時点でどのぐらいの期間を考えているのか伺う。

○都市計画課長 まず1点目、地元で地中埋設物があるという説明をしているかということであるが、冒頭の説明にもあったとおり、詳細設計を今しており、詳細設計の終了が7月31日の予定になっている。その詳細設計が決まり次第、再度説明会をする予定になるかと思う。その説明会のときに大間々線の関係はお話ししようかと考えている。

2つ目の、令和6年度には終わらないが、延伸の程度というところであるが、期間については、具体的な期間はまだ検討中というところなのであるが、地権者等の状況も見ながら、適切な延伸期間にできればと考えている。以上である。

○中村委員 今後、詳細設計が7月31日までの契約と。7月31日で詳細設計が確定してくるという話なので、詳細設計後に課長の説明だと地元で説明していくのだという形でのよろしいかと思うが、地元への説明以外に、やはりその高さが確定しないために取付けができないという形の周知は、多くの市民にはやはり、あそこを通るわけであるから、周知をしていただきたいと思う。

また、2点目であるが、令和6年度の認可期間が過ぎた後の延伸についてはどのくらいかという内容の中で、ただいま検討中だという話であるが、できる限り、物件補償や土地の買収等もあろうかと思うが、財政的な調整も必要になってくると思うが、やはり期間をおかずに、できる限り早急に供用開始に向けて努力を今後していきたいと、かように望んでいるのでよろしく願います。

○都市計画課長 全市的な周知の話なのであるが、これについてはちょっと検討させていただいて、出せる情報は出していきたいと考えている。

あと、期間についてもなるべく短期で開通できるような事業計画を作成できればと考えている。以上である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは3番、三峰林道盛土箇所の開発のその後の状況について。井之川委員。

○井之川委員 説明では土砂条例に沿った届出が出たということなのであるが、我々も何度も現場を見たが、現場自体は前のままずっと、ただ上に太陽光発電の設備を設置すると

というような話であったが、盛土の形はあのままでその上にそういうものができるということになるのか。ちょっとよく分からないので、教えてもらいたい。

○都市計画課長 現在の盛土はそのままかというところなのであるが、まだこちらにも事前協議書の全てが揃っていない状況であるから、工事の詳細についてはまだ把握していない状況である。

○井之川委員 都市計画の担当ではないが、林道側が閉鎖されているであろう。かなり痛んで。結局これが許可されて、何かまだ盛土を増やそうと、埋立てを増やそうというような計画があったとしても、今のままでは現実的に無理であろう。こちらの原町のほうから上がっていく道は通れるが、それを今度使ってやるなんてことになれば、両側の林道が駄目になってしまうので、結局今の林道をきちんと改修しなければ、今以上に盛土を増やすということは実質不可能だと誰が見ても明らかなのであるが、今度計画が出てくれば事前協議の中でそういうことも含めて対応されるかどうか、それを教えてもらいたい。

○都市計画課長 林道の修復等を踏まえながら事前協議を行うのかというところなのであるが、事前協議の書類が出てきた段階で、また庁内の関係課と協議をしながら、安全な工事が進められるように指導していきたいとは考えている。林道のほうは農林課になるかと思うが、農林課も協議の中に入れていただいて、条件付きというか、そういうことも考えながら協議を進められればと考えている。

○井之川委員 これからの協議ということで、歯切れが悪いが、最後に都市計画課のほうで確認をさせてもらいたい、現在の盛土の状況である。いろいろ熱海であんな事件が起きたり、盛土に関しては国を挙げていろいろ対応がされてるわけなのであるが、現状の盛土のやり方で、市の都市計画課とすれば、今の段階のまま、いろいろそういう太陽光発電設備を設置するというようなことで、許可が出るような盛土の仕方なのか。それがちょっと我々には分からないのである。素人であるから。実際に現場に行ってみれば、産業廃棄物が混入しているなんて言われもするし、いろいろ出ているし、そう思っているが、群馬県が、産業廃棄物が入っていないよという結論を出してしまったので、市は逆らえないと思うが、あの現状の盛土の仕方でもいいというような、大丈夫なのだというような、そういう判断はされているのかどうか、その辺を最後にお伺いしたい。

○都市建設部長 今の御指摘にお答え申し上げます。現状のままで太陽光発電ができるかという質問かと思うが、あのままでは駄目である。どんな図面が上がってくるか分からないが、その図面については当然、安定した法面で、雨水をどういうふう処理するとか、境界をしっかりとするとか、そういうことをクリアしたもので初めて市のほうで受理ができるというような状況になってくるかと思う。以上である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で都市計画課を終了する。

イ 上下水道経営課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道経営課の所管事項報告・調査事項説明に入る。関上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 4月1日付けで上下水道経営課長に配任された関である。上下水道

の経営部門については、過去に経験がなく皆様には御迷惑をおかけすると思うが、御指導のほど、よろしく願います。

それでは、上下水道経営課所管の調査事項について報告させていただく。

まず1、各簡易水道組合の経営状況についてであるが、現在、市営簡易水道のうち、沼田市直営のものが10箇所、各簡水組合に管理委託しているものが12箇所、その他組合営の簡易水道が3箇所、小水道が4箇所となっている。直営の簡易水道組合については簡易水道事業会計として決算報告を行い、管理委託しているものについては、各簡易水道組合より事業報告や収支報告を受けている。

昨年度、2箇所において料金改定を行っているが、上川田簡易水道組合については、今後の設備更新や修繕費用を蓄えるための改正とのことであった。また、下久屋上簡易水道組合については、施設の維持管理費が多額となっているため、積立金を充当することにより運営を賄っていたとの報告を受けており、健全経営を行うための料金改定となっている。

次に2、各簡易水道組合と市の簡易水道事業会計との関係についてであるが、先ほどの説明と重複するが、市営簡易水道のうち、市の簡易水道事業会計で経理しているものは、直営分の10箇所、管理委託している12箇所については、委託先である各簡水組合ごとに経理を行っており、メーターの検針の翌月に使用水量報告、年度毎に収支報告や事業報告書等の提出を受けている。なお、委託業務に関しては、契約条項に基づき各組合より利用者から徴収した使用料金等を市に納入していただき、市は納入を受けた使用料金等から水質検査手数料などの必要経費を除いた金額を委託料として各組合に支出している。

上下水道経営課の調査報告事項は以上である。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。

まず調査事項1、各簡易水道組合の経営状況について。井之川委員。

○井之川委員 説明を受けた簡易水道事業を行っている組合であるが、事務概要書では29の組合があつて、先ほど直営が10、委託が12、組合営が3、小水道が4ということで、これでいいと思うが、直営と委託の関係は、ちょっとこの経営戦略の資料を見ても事務概要書を見ても、どちらがどちらというのがよく分からないので、できれば直営はこことここ、というふうに教えていただければと思う。

それから、そういう経営の状況で会計決算なのであるが、市の会計決算というのがあるが、この市の会計決算は、直営の部分だけが結局反映されているということになるのかどうか。それを確認させていただきたい。

それから、経営の状況なのであるが、基本料金が最低100円から最高2,000円までの20倍の差があるわけなのであるが、それらの組合それぞれの経営状況というのは、市できちんと把握されていて、これだけの差はよしとしているのか。それとも今後できるだけ、同じ市民が使う水道なので、解消しようという方向で取り組んでいくのか。その辺のお考えがあつたら教えていただきたいと思います。

あと、直営と委託ということなのであるが、その資産は、直営は市の資産と考えてよろしいかどうか。委託の場合はやはり委託先の簡易水道組合の資産ということなのか。その辺がちょっと分からないので教えてもらえばありがたいと思う。

もう1つ、この経営戦略ということでいろいろ数字も出てくるし、今後の10年間の計画が出ているわけなのであるが、この中に先ほどの最初の説明の中にあつた組合営の3つ

の簡易水道と小水道の4つの小水道か、それはこの経営戦略の中のいろいろな数字に含まれているかどうか。要するに経営戦略の中に目標としてこの7つの組合も入っているのか。今の段階では入っていないのか。その辺をちょっと教えていただければと思う。

○上下水道経営課長 まず、直営の簡易水道と委託の簡易水道はどこかということなのであるが、皆さんの手元に資料がなくて申し訳ないが、簡易水道名を読み上げればよろしいか。（「はい。直営だけ言ってもらえばあとは分かる。」と呼ぶ者あり）

まず、沼田市で、旧沼田地区で直営のものが、上久屋簡易水道、上野簡易水道。あとは直営ではない。申し訳ない、市営で直営のものが上久屋簡易水道と、沼田地区では上野簡易水道となる。あと白沢地区の簡易水道と利根地区の6簡易水道である。沼田が2で白沢が1、利根が7である。沼田地区の12簡水については委託をしている。

続いて、会計決算には直営のみが反映されていて、委託のものは反映されていないかという件なのであるが、当然市の決算には直営のものは反映されている。委託しているものは、先ほどお話をさせていただいたが、決算には料金収入として、まず市で組合を通して受け入れて、管理委託料ということで支出している。料金収入等管理委託料として反映している。

続いて、経営状況はどのようになっているか、組合により料金差があるのではということであるが、各簡易水道については、主に昭和40年代から50年代の創設以来、地域の簡易水道として長年地元簡易水道組合に管理を委託し、運営している経過が前提としてある。簡易水道ごとの規定に合わせた施設の配置とか、長年にわたる施設改良、取水や浄水方式の違いなどから、地域ごとに施設の特色が異なるため、維持管理が大変煩雑になっている。また、各簡易水道組合には、長年簡易水道事業に携わっている組合員の方や専門技術員がそれぞれ存在しており、安定的で健全な供給が現在行われているが、そのような簡易水道の成り立ちとか生い立ちの違いや、先ほど言った経営状況の差などから、本来同じ市民なので、料金を近づけることが理想かと思うが、そのような差から、なかなか簡易水道同士の統合が難しい状況にある。

4番目として、直営の簡易水道の資産についての話であるが、もちろん直営のものは資産としては沼田市のものとなっている。委託をしている簡易水道についても、創設当時の一番最初のときに設置した資産については当然沼田市のものとなっているが、その後各組合がいろいろと生活の変化により増設したパイプや施設もある。そちらについては組合のものかと考えている。

続いて、経営戦略について、組合営と小水道については、この経営戦略に含まれるかということであるが、今回の経営戦略については、計画期間が2021年から2030年というものをつくらせていただいたが、こちらについては、小水力ものは含まれていない。以上である。

○井之川委員 分かった。それで確認をさせてもらいたい、市の会計決算で料金等は委託先も全部入ってつくられていると分かったが、貸借対照表で資産の部というところに、固定資産の分は、最初に市が造ってあげた施設の分は入っているという説明だったが、委託の組合の資産で、それだけで新しく造ったところは組合の資産になっているということで、そういう資産の関係だけでもう1点確認したいが、流動資産というのがあって、現金預金があるわけである。これは結局、今の直営をしている10組合だけのものが入ってい

て、委託先が持っている現金預金などは資産として、組合側として資産は持っているが、市の会計には全く反映していないと、こういうことでよろしいか。

それと、委託をしている組合の関係の会計決算であるとか会計の状況なのであるが、それは沼田市の情報公開請求であれば、一応、上下水道経営課ではそういう資料をきちんと持っていて、情報公開請求すれば出せる資料なのかどうか、その点を教えてもらいたい。

それで最後に、委託先の簡易水道組合のいろいろな給水パイプだとか排水管だとか、これから設備も老朽化しているというふうに書いてあるが、改修するとき、この計画の中では、いろいろ補助金をもらったりして改修をしていくのだという計画であるが、それぞれの組合が持っている現金の資産を使って改修などが行われるのかどうか。そういう約束になっているのかどうか、その辺を最後に教えてもらいたい。

○上下水道経営課長 まず1番目に、流動資金の分は市の資産かということなのであるが、各組合が運営に際して、市で委託料金をお支払いして経営していただいているが、その他に例えば組合事務所の維持費とか、その他の光熱費とか、水道施設以外のものを運営していくことも入っている。そちらについては、こちらの市の管理委託料とは別に組合が独自に行っているものとして考えており、そちらの部分に流動資産も入るものと考えており、市のほうの資産には入らないという考えである。

続いて、組合の資産が情報公開の対象か、ということであるが、先ほど申したように、あくまでも市の管理委託料としてお支払いしている部分については、市の公開の対象になるかと思うが、それ以外の部分も含めて組合の運営費というような、各組合で総会を行っているが、その部分を含めているので、全てが対象ではないと考えている。例えば組合で、組合を運営するのに総会等を開いていると思う。ただ、その総会の組合の運営費の中には、その一部に市の管理委託料が含まれて、その市の管理委託料の部分は公開の対象になるかと思うが、それ以外の部分も含めているので、全てが対象とはならないと考えている。

続いて、流動資産を持っている組合が改修のときにそのお金を使うことになっているかであるが、大きな簡易水道は御存じのとおり、ある程度の資金を運営費として持っているもので、そちらを改修費に充てている。また、小さい簡易水道、ぎりぎりで行っているような簡易水道もあるかと思うので、そちらについては、沼田市簡易水道小水道布設奨励金交付規則というものがあり、それに基づき工事費の一部を交付し、工事等を進めている。以上である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、各簡易水道組合と市の簡易水道事業会計との関係について。（「大体聞けた」と呼ぶ者あり）

よろしいか。関連していたので。ほかにはよろしいか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で上下水道経営課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、その予定でよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後 2 : 3 7 ~ 2 : 4 4

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 都市建設部各課の意見交換

○委員長 次に、次第(2)都市建設部各課の所管に係ると意見交換に入る。発言のある委員はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは以上で都市建設部の所管に係る意見交換を終了する。

(当局入室)

(3) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第(3)経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告願う。青柳産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。資料の1ページを御覧いただきたい。

調査事項1の栄町の大型店舗出店に伴う市内商業への影響についてであるが、2ページが資料となっている。

新しい建物を建設して店舗面積の合計が1,000平方メートル以上を超える場合等に大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要となる。

このほど、同法に基づき、「(仮称)栄町ショッピングモール計画」の新設の届出書が、2月20日付けで群馬県に提出された。所在地は栄町地内、新設日は10月21日、店舗面積は5棟合わせて7,017平方メートルである。当該届出について、群馬県が3月6日付けで公告を行った。公告の日から4か月間が出店についての意見聴取期間となっており、現在、県庁県民センターと沼田市役所産業振興課において関係書類の縦覧が行われている。また、今週末の14日の午後7時からテラス沼田1階多目的スペースにおいて説明会が予定されている。

項目の2に市内商業ほか地域経済への影響として想定される事項をまとめさせていただいた。影響として懸念されるのは、市内小売業者、とりわけ近隣の地元スーパーマーケットへの影響である。また、(2)にあるように、中心市街地への影響、更なる空洞化が懸念される。

一方で(3)にあるように、新たな雇用が生まれる可能性、商業施設が立地することにより利便性が向上し、市外から人を呼び込むなど、新たな人の流れにつながる可能性が期待される場所である。

本市としては、14日の説明会に出席するなど、情報把握に努めるとともに、出店の状況、出店に伴う地域経済への影響を注視してまいりたいと考えている。

次に、調査事項2の中心市街地商店街の活性化対策についてである。資料は3ページとなる。中心市街地活性化の取組については、沼田市第六次総合計画「都市基盤（歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり）」に位置づけられ、都市建設部において、街なか再生と市街地整備の取組を進めている。

経済部産業振興課としては、都市建設部の取組と連携しながら取り組んでいるところである。まず1の「現状の活性化対策の取組」として（1）～（5）まで、5項目挙げさせていただいた。

（1）の起業・創業の促進については、都市計画課が沼田商工会議所に委託している事業であるが、産業振興課所管の創業支援計画にも位置づけられている。事業内容は、中心市街地の空き店舗を、「街なか屋」として低額の賃料で貸し出し、事業者の出店支援、創業支援、継続的な支援を行うもので、3店舗のうち現在2店舗入居しており、もう1店舗も近日中に入居予定とのことである。

次の（2）の商店街イベント支援については、商店街が行う各種イベントに補助金を交付することにより商店街の活性化を図るものである。産業振興課としては今月の29日、30日に行われる「わらべフェスタ柳波まつり」のほか、記載のイベントに補助を行う予定であり、令和5年度当初予算で総額216万円を計上している。

（3）の電子地域通貨については、大変申し訳ないが、括弧内に令和4年3月31日現在とあるが、令和5年3月31日現在の誤りであるので、訂正をお願いする。

電子地域通貨事業は、市内全域を対象とする事業ではあるが、中心市街地の事業者の加盟も多く、地域限定の電子マネーにより、地域の店舗の利用を促進するという点で活性化に資するものであると捉えている。

（4）の各種イベントや観光施策による誘客の推進は、観光交流課の所管の部分もあるが、令和5年度は4年ぶりに沼田まつりの開催が予定され、祭り会場となる中心市街地への誘客が期待される場所である。また、昨年度であるが、大正ロマンエリアを活用した誘客事業として、インスタグラムコンテストが行われ、袴姿などで撮影する様子が見受けられた。また、令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、周遊バスツアーの誘致を行っており、交付金事業が終了した現在も、台数は減ったものの、大型バスが中心市街地に立ち寄り、誘客につながっているものと認識している。

（5）の移動販売車の出店による誘客の推進は、都市計画課の取組であるが、上之町の天狗プラザに出店するキッチンカーを募集することにより、飲食販売を推進するものである。先週末の8日、9日にも、キッチンカー1台が出店し、飲料や軽食などを販売していた。

本市の中心市街地は、全国の多くの商店街と同様、都市の郊外化、商店主の高齢化・後継者不足、人口減少・高齢化等の課題を抱えている。インターネット通販等への消費行動の変化の影響も深刻であると捉えている。こうした課題の解決に向けた今後の取組について、2の「今後の活性化対策の取組として想定される事項」にまとめさせていただいた。

（1）と（2）は関連しているが、事業者の高齢化、後継者不足が課題となる中で、起業や事業承継により、新たな事業者が街なかに入ってきていただくことにより、空き店舗の解消や、街なか居住人口の増加につながると考える。

また、（3）の電子地域通貨の普及に関しては、中心市街地活性化のツールとして使用

していくことも重要と考える。

(4)については、今年の秋に開業が予定されているホテルルートインの宿泊者が中心市街地に滞留する仕掛けづくりにより経済活性化を図っていく必要があると考える。

(5)の移動販売車の出店については、引き続き都市計画課と情報共有してまいる。

最後に(6)と(7)として、庁舎等複合施設、テラス沼田の機能との連動や、大正ロマンエリアの活用により、商店街活性化につなげる仕組みの構築も必要と考える。

以上申し上げた事項に、全庁的に、また商工会議所などの関係機関と連携しながら、中心市街地商店街の活性化に向け、取組を進めることが重要と考える。

調査事項に対する報告については、以上である。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。

まず、報告事項1、栄町の大型店舗出店に伴う市内商業への影響について。井之川委員。
○井之川委員 都市計画課で、土地のほうで開発計画ということで出ているので、それらの図面等もいただいているが、店舗面積が7,017平方メートルということになっているが、フレッセイ以下、物販店が4店舗、飲食棟が2棟ということで、図面に出てるわけであるが、都市計画課では、計画が出た段階ではまだ出店者等が確定していないので、その辺は情報がなかったということであるが、産業振興課でこの出店者の情報等があれば教えていただきたいと思う。

それから、大規模小売店立地法の関係での手続と、こういう大規模な開発の届出の内容的なものであるが、大規模小売店立地法は、そういうお店の内容だとか、もう少し細かいものが出ているものなのか。産業振興課で縦覧ができるということであるが、かいつまんだ内容が分かれば教えていただきたい。

それから、市内小売業者への影響とか、中心市街地商店街への影響というのは、大分分かっていると思うが、都市計画課で中心市街地の方々には説明をしたと。そのときの意見としては、フレッセイは東原新町から移転してくるわけであるから、内容的なものは分かるが、その他の店舗がどういう店舗なのかというのは非常に心配だというような意見が出ていたということなのである。そういう点でいえば今の上之町も中町も、店舗を取り壊して、普通なら新しい店舗ができるわけであるが、おもちゃ屋さんも本屋さんもまだそういう兆しが見えないというようなことを考えると、ひょっとするとあのまま更地のままになってしまうのではないかと心配もあるわけであるが、そういう点では産業振興課では、商店との連絡等を取っていただいて、商店の再建というか、計画されているというのが分かっていたら、教えていただきたい。

○産業振興課長 まず1点目であるが、フレッセイ以外の出店者情報であるが、私どもも、大規模小売店舗立地法に基づく群馬県の公告に基づく縦覧書類の中には具体的な店舗名は記載されていないので、物販4棟プラスフレッセイと合わせて7,017平方メートルという情報しか現在ない状況である。14日の説明会的时候にはもう少し具体的な店舗名まで御説明をいただける可能性があるのではないかと考えているが、現状では具体的な店舗名等の情報はない。

2点目であるが、縦覧書類の内容であるが、大規模小売店舗立地法の趣旨として大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地からの縦覧内容となっており、具体的には、先ほど申し上げた店舗名であるとか、新設予定日、また、店舗面積の平米数であるとか、

駐車場の台数であるとか、あとは営業時間であるとか、そういったものが主な内容になっている。特に駐車場の内容が多く、荷さばき施設の位置であるとか、廃棄物等の保管施設等、生活環境に重点を置いた内容について資料の縦覧をさせていただいている状況である。

3点目であるが、中心市街地の店舗の再建というところであるが、都市建設部と連携し情報共有しながら注視している状況というところで、具体的な相談であるとかそういったところは現状ではまだ進んでいない状況である。以上である。

○井之川委員 おおむねまだ細かい情報が入ってないということで、分かった。

それでもう一点お伺いしたいが、市内小売業者への影響で、地元スーパー、一番近いのはサンモールである。そういう地元のスーパーに対する影響がものすごく大きいというふうを感じるわけなのであるが、その辺の今、そういう業者から市の産業振興課に相談等は来ているか。もう誰が見ても大変だな、という感じがするが、そういう状況のときに市としてはどのような対応をしていくのか関心があるので、教えていただきたい。

○産業振興課長 市内小売業者、特に近隣の小売り業者からの相談状況ということであるが、現状、私も産業振興課に直接相談をいただくという事例はない。今後も状況を注視しながら、特にサンモールに関しては電子地域通貨のチャージ店舗として大変お世話になっている部分もあるので、いろいろやりとりをさせていただきながら、課題であるとかそういった懸念していることについて、きめ細かく対応してまいりたいと考えている。現状、直接相談は受けていない状況である。以上である。

○井之川委員 サンモールは、この周辺部で今までの既存のスーパーが撤退した地域に出店をして、買い物難民が出ないような対応を、沼田市内ではないが、周辺部で頑張ってくれている本当に地元のスーパーという感じがするが、ぜひ地元のスーパーとして、市としてもすーぱーこいけのようにならないように支援していただきたいと考える。これは答弁は結構であるが、よろしくお願ひしたいと思う。

あと1点であるが、新たな雇用の創出ということであるが、フレッセイは東原新町で店舗を構えていて、そこで雇っていた人、労働者、ちょうど産業振興課はそういう労働者の担当でもあるが、そういう流れというのは市のほうで何かつかんでいるのか。要するに1年くらいは休んでいて、新店舗ができたらまた勤めてもらうという状況なのか、それともみんないったん解雇して、違う人を含めて再考するみたいな方法がとられているのか。新たな雇用ということなのであるが、その辺の情報は市としてはどういうふうにつかんでいるのか、もしつかんでいれば教えていただきたい。

○産業振興課長 雇用に関するところであるが、申し訳ないが具体的に東原新町の店舗を今閉店しているところに、雇用されている方がそれぞれどうなっているというところまでは把握はしていないが、先日もハローワークの所長と面談をさせていただき、栄町の大型店舗出店情報について共有をして、雇用に関して情報交換をさせていただいたところであるので、引き続きハローワークと連携をしながら雇用面で大きな課題が生じないような形で情報共有をさせていただきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2点目、中心市街地商店街の活性化対策について。井之川委員。

○井之川委員 残念ながらこの中に、先ほどちょっと中心市街地商店街への影響というところで触れたが、この土地区画整理事業の関係で、基盤整備は都市計画課、また建物の再

建も都市計画課がやるが、実際にそこへ、この事業の大きな目的の一つとすれば、最初は商業施設の再建というか、そういうことであつたがなかなかうまくいっていないということで、基盤は壊してしまつて区画整理が行われて、土地、基盤は整理されるが、これだけの税金を投入して上物がどうなるのかというのは非常に市民としては関心があるわけで、いろいろ我々も聞かれるが、なかなか今回はすぐ商業施設が再建されるということでもないし、情報としても、もう少し時間がたてばきちんと従来の商売をやっていた商業施設が新しく再建をされるというような、そういう情報も全くないものであるから、ちょっと心配をしているわけであるが、本当にこのまま、ああいう更地のまま1年も2年もたつてしまふのではないかという心配もある。そういう点では、産業振興課としては、先ほどあまり連絡も取っていないようであるが、そういうことをしていく必要があるのではないか。連絡を取ったり、先ほどの大型店との関係からいけば、競合しないというか、商売を変えていくというか、そういうようなことも含めて、いろいろ力になってやる必要があるのではないかと考えるが、その辺の取組をどのように考えているのか伺いたいと思う。

○産業振興課長 経済部産業振興課として申し上げることができることとしては、やはり庁内で連携をしながら、どうしたら人が呼べるか、どうしたら街なかの事業者の事業継続に資する取組ができるかというところを、なかなか具体的にこうします、ということは現状申し上げられない部分も多いが、どういった方策がよいかというところを模索しながら中心市街地の活性化に引き続き努めてまいりたいと考えている。

○井之川委員 そういう事業者との、商工会議所の会員であれば商工会議所を通じてということもあるのだと思うが、市の産業振興課としては、実際に商売やっている人たちとの繋がりというか、情報の提供をしたり、いろいろな相談を受けたりとか、そういう繋がり自体はないのか。もう少しそういう、市の事業としてやっている一環であるから、商店街が駄目になってしまうというようなことでは、目的と違う方向に行ってしまうので。そういう点ではもう少し個別的にも、そういう商売やっている方たちへの取組をやっていく必要があるのではないかと思うが、どうなのか。もう一度聞かせていただければありがたい。

○産業振興課長 商店街の方と連携をしたり相談をしたり状況把握に関する手法というところであるが、現状ではイベントに対する補助を行う中で、商店街連合会長からヒアリングをさせていただく機会はあるが、個別の店舗から直接というのはなかなかないので、そうした仕組みについても、個別の店舗の状況の把握についても、いろいろなところに向いて積極的に情報把握に努めてまいりたいと思う。現状では商店街連合会であるとか商店商工会議所の関係の集まり等でお話をするのが主な連携方法になっている。以上である。

○井之川委員 これからまた区画整理事業が進んでいけばどんどん既存の店舗が取り壊されていくので、更地になっていくということであろう。残念ながら普通の住宅が1件建っているが、どういう方向に行くにしろ、産業振興課としてはやはり商業とか工業の振興というような目的であるから、できるだけ商店が復活するために努力していただくというのが産業振興課の仕事だと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに要望して、答弁は結構であるが、よろしくお願ひしたいと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管事項報告・調査事項説明に入る。大竹農林課長。

○農林課長 農林課所管事項報告についてであるが、4ページを御覧いただきたい。

令和5年度緑の募金の協力についてである。今年も4月1日から5月31日までの2か月間において緑の募金活動を実施するので、委員の皆様にも御協力をお願いしたいと思う。詳細については、配付資料のとおりである。

次に、前回の委員会において、意見交換のあった事項について調査報告をさせていただく。

木質バイオマス事業の進捗状況についてであるが、現時点において農林課として木質バイオマス事業の推進は実施していない。沼田市におけるバイオマス活用については、第二次沼田市環境基本計画にも掲げているが、担当課でもある環境課においても、まだまだ実現に向けての課題が多く、実施に至っていないのが現状である。木質バイオマス事業を実施するには、大規模な施設整備、安定的な資源の確保やエネルギーの利活用方法等が必要不可欠であると考えている。県内外の事業事例等を参考に、今後も実施の検討を考えているが、稼働後の課題が多々見受けられることもあり、ただ建設や整備を行ったとしても後々採算が難しい状況となってしまうと、撤退や補助金返還等も出てくることから、慎重に進めなければならない案件であると考えている。今後は、関係する環境課と連携を図り、情報収集や国・県の動向も注視し、検討してまいりたいと考えている。

以上、農林課の報告とさせていただく。よろしく願います。

○委員長 報告が終了した。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず報告事項1、令和5年度緑の募金の協力について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは調査事項1、木質バイオマス事業の進捗状況について。井之川委員。

○井之川委員 環境課という話があったが、農林課の担当いえば林野庁がどんな方向を出しているかというところ、木質バイオマスの関係も、事業を推進しようという立場でいろいろな方向が出されている。一番はやはり、どれだけ木質バイオマスが利用されているかというところなのであるが、林野庁の資料によれば、平成26年度の実績が200万立方メートルだと。令和2年度であるが、600万立方メートルだということで、3倍になっているのである。令和7年度の目標が、2年後であるが、800万立方メートルということで、平成26年度から比べれば4倍になると。資料の他のところを見ても、実際には木質のペレットである。一番簡単なのはペレットかなと思うが、そういうものがどう使われているかというところ、国内の消費量というのは、国内産である。消費量というのはあまり伸びていないが、輸入の木質ペレットは平成30年で、前年比、1年で倍になっている。これは林野庁の資料であるが。前によく話したが、沼田市は木質ペレットを作る能力はあるが、結局市の支援等がなくて、他に遅れてしまったということで、駄目になっているわけなのであるが、林業者の中でそういう木質ペレットなんかをやろうという、そういう検討というわけではないものなのか。まきは、戸神町の業者だと思うが、一生懸命作って売っていて、今回、作業場をかなり大きくするという計画が出ていて、市で許可したようであるが、そういうまきだとかペレットだとか、そういうもので暖を取るという、ストーブ。ペレットス

トープというのが普及してきて、かなり使われているのではないかと思うのである。そういう、残念ながら沼田市内でペレットは売っていないので、私の家もペレットなのであるが、渋川市の木工所に買いに行っているが、それも工場なのであるが、自分の家で作っているのである。だからあのレベルの木工所でもペレットを作れるのだと思っているのであるが、そういうこれからどんどん伸びていく産業ではないかと思うが、沼田市内では、そういう相談とか、検討とか、それは全くされないのか。その辺を教えていただきたい。

○農林課長 ペレットの活用とか木質バイオマスの協議であるが、委員がおっしゃる話で、昭和60年に国庫補助事業を使って森林エネルギー活用新技術実用化モデル事業として、ペレット生産を一時行って、始めたところなのであるが、その後やはり平成2年になって事業中止して補助金返還に至った経過がある。

その後、市内でも久屋原町にあるシンエネルギー開発株式会社がペレットを作ったりとか、木質バイオマス自体を活用して事業をやっている会社もある。

その中で令和3年3月24日にそのシンエネルギー開発株式会社が音頭をとって、川場村と利根沼田森林組合、それと群馬県の県森連を含めて利根沼田木質バイオマス利用協議会を立ち上げないかということで、一度協議はさせていただいた。ただ、その協議の中で、事務局をどうするかとか、そういう話の中でなかなか難しい部分が出てきたところで、その1回限りしか今のところ打合せはしたことがないのであるが、その後も私のほうにも話が来ていないような状況で、なかなか立ち上げにも難しい部分があるのかなとは思っている。

○井之川委員 そのような話があるということが分かったので、非常に心強いなと思う。シンエネルギー開発は木質バイオマス発電で、全国展開をどんどんしているから、企業としてはどんどん伸びていると思うが、沼田の林業者の中でそういうペレットだとか……、まきは相当作って出しているというの多いのである。だからこういう時代にあった産業に参入していくと。かなりペレットは全国展開で、宅配でみんな買っているという状況なので、これからもどんどん伸びていくかなと思う。ぜひ沼田の林業をやっている方々、林業組合とかそういうものがあると思うが、シンエネルギー開発なんかはもう、バイオマス発電をどんどんやっている、個人事業なんていうものではないから、そういう点ではぜひ、もう少し沼田市の林業とか製材所とかが発展していくような形で、沼田市もそういうバイオマス使用の方針を出すわけであるから、そういう点では農林課としても林業関係者等に情報提供して、ぜひ立ち上げができるような方向で取り組んでもらいたいが、もう一度その辺をお聞きして終わりたいと思う。

○農林課長 委員がおっしゃるとおり、産業としては森林に関してはいい事業であると考えているので、今後も関係する機関と協議とか連携を図りながら進めていきたいと考えている。よろしく願います。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で農林課を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、観光交流課の所管事項報告・調査事項説明に入る。地野観光交流課長。

○観光交流課長 この4月の人事異動により、地域安全課から観光交流課に異動となった地野である。どうぞよろしく願います。

観光交流課の報告事項であるが、初めに1の吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭についてであるが、国の天然記念物であり、本市の観光名所でもある吹割の滝へ来られるお客様の安全と観光誘客を目的に、4月18日火曜日午前10時から、利根町追貝地内にて利根町観光協会の主催で実施する。

新型コロナウイルスの5類への引き下げが予定され、感染者数も減少傾向にはあるが、現在、遊歩道の安全対策工事中であり、一部未開放であることから、関係者との協議により、招待者など参加者を限定して実施する。

また、祈願祭終了後に、歩きはじめの儀を行う予定である。

次に2の2023菌原湖堰堤まつりの開催についてであるが、このイベントについては2023菌原湖堰堤まつり実行委員会主催で開催され、日時は、5月17日水曜日に前夜祭として、老神温泉に宿泊される方限定で講演会と夜ダム見学が行われる。18日木曜日については、点検放流を午前中1回、午後1回の2回、400人の事前申し込みを受けて2部制で実施する予定となっており、会場は、老神温泉及び菌原湖堰堤で、詳細は別添チラシのとおりとなっているので、御覧いただきたいと思う。

次に、3の老神温泉大蛇まつりについてであるが、老神温泉観光協会の主催により5月12日金曜日、13日土曜日の午前11時から午後10時まで、赤城神社及び老神温泉街にて実施される予定である。

内容については、赤城神社にて神事を執り行った後、御神湯守の儀及び夜には蛇みこし渡御が行われる予定となっている。

観光交流課からの報告事項は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終了した。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。報告事項1、吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、2023菌原湖堰堤まつりの開催について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは3番、老神温泉大蛇まつりについて。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で観光交流課を終了する。

エ 農業委員会事務局

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農業委員会事務局の所管事項報告・調査事項説明に入る。大竹農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業委員会の所管事項報告についてであるが、9ページを御覧いただきたい。

令和4年度における許可状況についてであるが、3条許可が54件 4条許可が27件、5条許可が103件であった。各内訳は記載のとおりである。

次に、農業後継者応援事業、ぬまた農縁の御協力についてである。10ページを御覧いただきたい。農業に従事、または興味がある独身男性及び女性を農業で結び沼田市の農業人口を増やすための取組で、令和4年度から始めた事業であり、今年度は年3回の農業体

験や各種イベントを計画している。テラス沼田や市内各所にポスターの掲示を行っており、また、沼田市のホームページやインスタグラム、ユーチューブ等により広く情報提供をしている。委員の皆様においても周知等御協力をお願いいたしたいと思う。詳細については配付資料のとおりである。

以上、農業委員会の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終了した。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。報告事項1、令和4年度における許可状況について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、ぬまた農縁について。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ以上で農業委員会を終了する。

以上で、経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり、参考にさせていただきたいと思うが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決定する。

以上で経済部を終了する。

（当局退室）

（4）経済部各課の意見交換

○委員長 次に、次第（4）経済部各課の所管に係ると意見交換に入るが、先ほどと同じ、なしとしてよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは以上で経済部の所管に係る意見交換を終了する。

（5）今後の日程について

○委員長 それでは（5）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。説明のとおりでよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに、何か皆様のほうからあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。

（6）その他

○委員長 それでは（6）その他について、事務局より説明を行う。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。説明のとおりでよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに、何か皆様のほうからあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。